

あなたの家は大丈夫!?

地震に対する安全対策の費用の一部を補助します。



南海トラフ地震に備えて、家庭での安全対策をしておきましょう。

今治市では、家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置に対し、費用の一部を補助しています。

■ 申込期間：令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

■ 対象者：対象となる住宅の所有者（世帯全員に市税の滞納のない方）

《家具転倒防止等安全対策費》

詳細はこちら➡



住宅用に家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルムを購入・設置に要する費用に対し補助します。（先着順で予算の範囲内）

家具転倒防止等安全対策費用	住宅への家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルムの購入及び設置に要する費用に対し補助します。 〈交付要件〉 ①令和6年4月1日（月）以降に新品（未使用品）で購入したもの ②補助対象家具転倒防止器具等を総額2千円以上（税抜）購入し、設置工事を完了したもの（設置工事を含む場合は、今治市内に本店及び支店等の事業所を有するものが設置工事を行ったものに限る） ③賃貸住宅等は所有者の同意を得たものに限る 〈補助金額〉 対象事業費（税抜）の総額2千円以上から4分の3以内で、限度額1万5千円
注意事項	①申請は1世帯1回限りです。 ②設置前後の写真の提出が必要です。 <u>必ず設置前にも写真を撮影してください。</u> ③居住用スペースへの設置が補助の対象です。併用住宅への設置の場合は、居住用スペースへの設置が補助の対象になります。

※スマートフォン等でオンラインでも申請いただけます。 申請はこちらから行えます➡



※耐震対策等と合わせて取り組むとさらに効果的です。

※転倒防止の対策だけでなく、家具の配置や向きの見直し、家具の重心を下げることも大切です。

申込・問合せ先

今治市役所 建設部 都市政策局 建築住宅課

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1（本庁 第2別館10階）

電話（0898）36-1566 FAX（0898）25-2015【FAXでの申込は不可】

《感震ブレーカー設置費》

詳細はこちら➡



地震時の電気火災の発生防止のため、既存一戸建て住宅への感震ブレーカーの設置に要する費用に対し補助します。(先着順で予算の範囲内)

感震ブレーカー設置費用	<p>既存一戸建て住宅への感震ブレーカー（一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造・機能を有する分電盤タイプの内蔵型又は後付型の感震ブレーカー）の設置に要する費用に対し補助します。</p> <p>※新築工事の住宅への取り付けは対象外</p> <p>〈交付要件〉</p> <p>①令和6年4月1日（月）以降に新品（未使用品）で購入したもの</p> <p>②補助対象感震ブレーカーを総額2千円以上（税抜）購入し、設置工事を完了したもの（設置工事は、今治市内に本店及び支店等の事業所を有する電気工事士が設置工事を行ったものに限る）</p> <p>③既存一戸建て住宅への取り付けであること</p> <p>〈補助金額〉</p> <p>対象事業費（税抜）の総額2千円以上から2分の1以内で、限度額3万円</p>
注意事項	<p>①申請は1世帯1回限りです。</p> <p>②設置前後の写真の提出が必要です。<u>必ず設置前にも写真を撮影してください。</u></p> <p>③分電盤タイプ以外の感震ブレーカーについては、補助の対象外です。<u>（ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落とす簡易タイプのもの、コンセントタイプのものなどの要件を満たさない感震ブレーカーの設置は補助対象外です。）</u></p> <p>④古いブレーカーを使用している場合は、感震ブレーカー設置時のテストにより故障するおそれがありますので、設置工事前に業者に確認してください。</p>

※スマートフォン等でオンラインでも申請いただけます。

申請はこちらから➡



※耐震対策等と合わせて取り組むとさらに効果的です。

※感震ブレーカーの設置に際しては、急に電気がとまっても困らないための対策と合わせて取り組むことが必要です。生命の維持に直結するような医療機器を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。

申込・問合せ先

補助の内容・申込みについて

今治市役所 建設部 都市政策局 建築住宅課

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1（本庁 第2別館 10階）

電話 (0898) 36-1566 FAX (0898) 25-2015【FAXでの申込は不可】

購入設置等について

今治電気工事協同組合

〒794-0026 今治市別宮町一丁目3番地1

電話 (0898) 32-6784